明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一三）　二
〔告　示〕
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（金融庁二八）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（法務一四六～一四八）　三
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八六）　三
○国際原子力機関の特権及び免除に関する協定への締約国の追加に関する件（同一八七）　三
○著作者の実名登録の件（文化庁三九）　三
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産一一三五）　五
○保安林の指定をする件（同一一三六～一一三八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一三九～一一四五）　五
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件（経済産業・国土交通・環境五五）　六
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録の更新に関する件（同五六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七二～六七七）　七
○都市計画に関する件（北陸地方整備局六〇）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣府　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一二
登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一三
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一三
登録操縦免許証更新講習の休廃止に関する公示（同）　一三
登録操縦免許証失効再交付講習の休廃止に関する公示（同）　一三
法　務
公証人任免（法務省）　一三
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一九
会社その他